

NEWS RELEASE

令和 7 年 7 月 8 日
一般社団法人 信託協会

信託財産総額は 1,800 兆円を突破

(信託の受託概況 (令和 7 年 3 月末現在))

一般社団法人 信託協会 (会長 窪田 博) では、今般、別紙のとおり、令和 7 年 3 月末の信託の受託概況 (信託の機能別分類に基づく計数) をとりまとめました。令和 7 年 3 月末で、初めて 1,800 兆円を突破し、1,825.6 兆円となりました。

1. 要旨

信託財産総額は、1,825.6 兆円 (前年同月末比 123.1 兆円増、7.2%増) となっています。

- ・資産運用型信託は、136.3 兆円 (前年同月末比 0.7 兆円増、0.5%増) となっています。
- ・資産管理型信託は、1,508.1 兆円 (前年同月末比 115.8 兆円増、8.3%増) となっています。
- ・資産流動化型信託は、131.2 兆円 (前年同月末比 10.2 兆円増、8.4%増) となっています。

2. 概要

(1) 資産運用型信託

資産運用型信託の信託財産額は、136.3 兆円 (前年同月末比 0.7 兆円増、0.5%増) となっています。

主な内訳を前年同月末比で見ると、金銭信託が 41.3 兆円と 2.5 兆円増、年金信託が 36.5 兆円と 2.0 兆円増、有価証券の信託が 52.3 兆円と 1.7 兆円減となっています。



一般社団法人

信託協会

（２）資産管理型信託

資産管理型信託は、１，５０８．１兆円（前年同月末比１１５．８兆円増、８．３％増）となっています。

主な内訳を前年同月末比で見ると、金銭信託が５４．９兆円と０．４兆円増、年金信託が６２．６兆円と２．７兆円増、投資信託が３３４．３兆円と３２．３兆円増、再信託が６８８．３兆円と７０．８兆円増となっています。

（３）資産流動化型信託

資産流動化型信託は、１３１．２兆円（前年同月末比１０．２兆円増、８．４％増）となっています。

主な内訳を前年同月末比で見ると、金銭債権の信託（貸付債権、売掛債権の信託など）が５４．５兆円と３．４兆円増、不動産の信託が７２．６兆円と６．２兆円増となっています。

なお、資産流動化型信託は、金融機関、企業の財務の改善や資金調達の方法として利用されており、金銭債権の信託は、金融機関が保有する貸付債権や企業が保有する売掛債権を流動化するために、不動産の信託は、不動産投資市場において、信託機能を活用して不動産の流動化を行うために利用されています。

以 上

本件に関する照会先：

（一社）信 託 協 会

総務部（広報担当）松村・河西・馬場

業務部 兼田・植木

電話 ０３－６２０６－３９９２

信託の受託概況（信託の機能別分類に基づく計数）

（令和 7 年 3 月末現在）

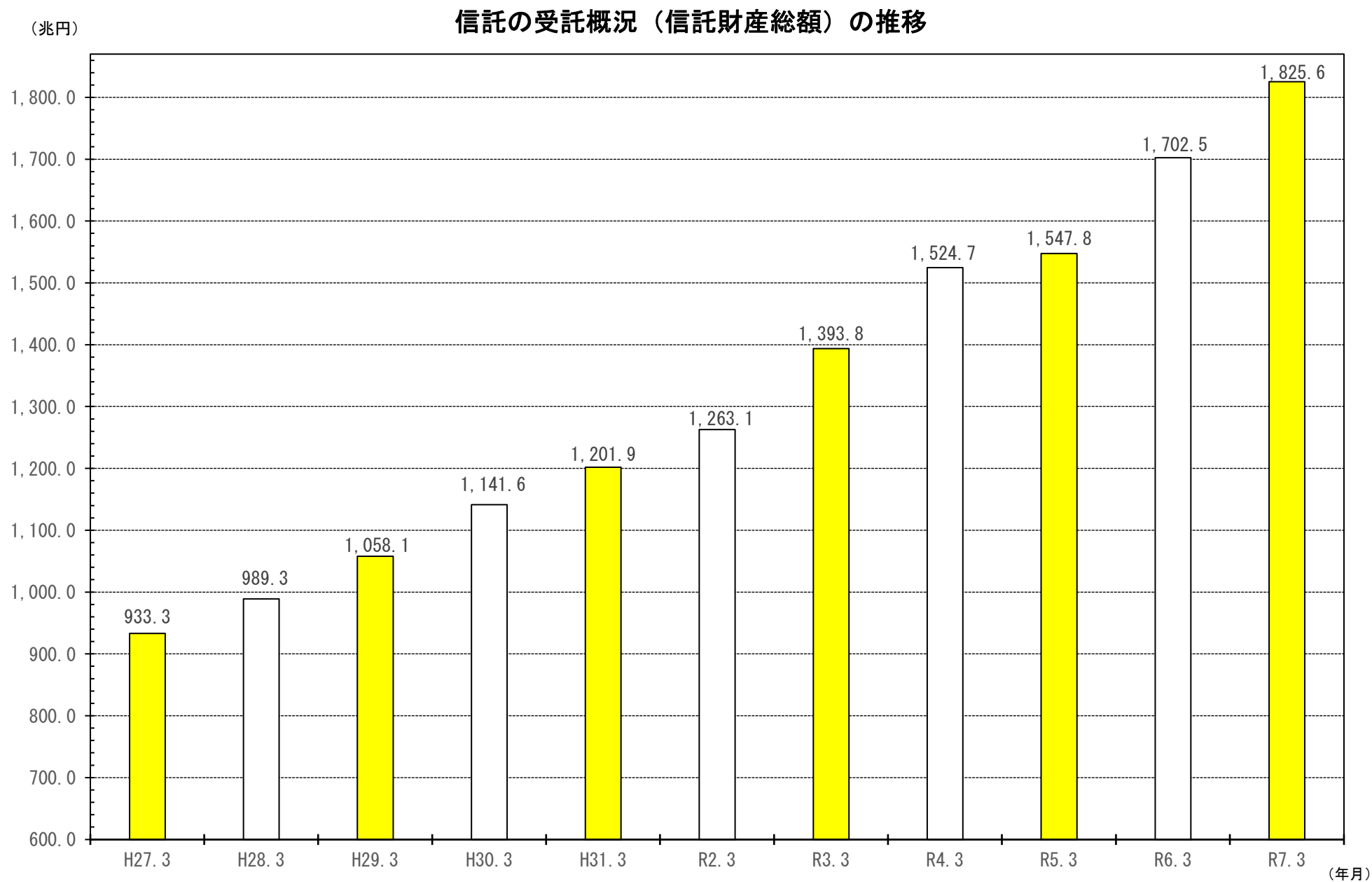
一般社団法人 信 託 協 会

（単位：兆円、％）

機 能 別 分 類	令和 7 年 3 月末現在				令和 6 年 3 月末現在	令和 5 年 3 月末現在
	残 高	前年同月末 比増減額	同増減率	構成比	残 高	残 高
資産運用型信託（注 2）	136.3	0.7	0.5 %	7.5%	135.6	127.0
金銭信託	41.3	2.5	6.4 %	2.3%	38.8	37.8
年金信託	36.5	2.0	5.8 %	2.0%	34.5	32.9
金銭信託以外の 金銭の信託	4.1	1.0	32.3 %	0.2%	3.1	2.6
有価証券の信託	52.3	△ 1.7	△ 3.1 %	2.9%	54.0	48.5
その他（注 5）	1.9	△ 3.1	△ 62.0 %	0.1%	5.0	5.0
資産管理型信託（注 3）	1,508.1	115.8	8.3 %	82.6%	1,392.3	1,247.4
金銭信託	54.9	0.4	0.7 %	3.0%	54.5	51.9
年金信託	62.6	2.7	4.5 %	3.4%	59.9	57.2
投資信託	334.3	32.3	10.7 %	18.3%	302.0	273.4
金銭信託以外の 金銭の信託	63.6	0.2	0.3 %	3.5%	63.4	59.9
再信託	688.3	70.8	11.5 %	37.7%	617.5	561.6
その他（注 5）	304.2	9.5	3.2 %	16.7%	294.7	243.2
資産流動化型信託（注 4）	131.2	10.2	8.4 %	7.2%	121.0	113.1
金銭債権の信託	54.5	3.4	6.7 %	3.0%	51.1	49.4
不動産の信託	72.6	6.2	9.3 %	4.0%	66.4	60.0
そ の 他	49.8	△ 3.7	△ 6.9 %	2.7%	53.5	60.1
合 計	1,825.6	123.1	7.2 %	100.0%	1,702.5	1,547.8

（△印 減）

- （注） 1. 本表において公表した計数は、信託協会が作成した複数の統計資料を利用して作成した概数である。
また、機能別分類毎の内訳には、主な信託商品を掲載している。
2. 資産運用型信託とは、受託者（信託銀行等）が自らの裁量により資産を運用する信託をいう。
3. 資産管理型信託とは、受託者が委託者等の指図に基づき資産を管理する信託をいう。
なお、再信託とは、信託銀行等が委託者になったものをいう。
4. 資産流動化型信託とは、資産の流動化を図り、原資産保有者が資金調達を行うための信託をいう。
5. 金銭、有価証券など複数の種類の財産を同時に信託する包括信託。



遺言代用信託について

遺言代用信託とは、委託者が、自分の生存中は自分を受益者とし、死亡後は自分の子・配偶者などを受益者とするといった形で設定する信託です。

例えば、相続が発生したときに、葬儀費用や当面の生活費などの必要な資金を、予め指定された受取人が速やかに受け取ることができるような商品や、長期に亘って、顧客のニーズに合わせた金銭の支払いを行うことができるような商品があります。

信託の財産管理機能を活かし顧客のニーズに合った制度設計ができる遺言代用信託は、令和6年度末までの新規受託件数の累計で、約26万1千件となっており、当協会が集計を始めた平成21年度以降、15年の間に着実に普及してきております。

<遺言代用信託の受託件数（累計）の推移>

(件)

H21 年度末	R2 年度末	R3 年度末	R4 年度末	R5 年度末	R6 年度末
13	202,725	220,235	235,619	247,933	260,636

※ 遺言代用信託の集計は、件数のみ。

相続関連業務について

高齢者の資産の蓄積や核家族化の進展により、財産の円滑な承継を行うための有効な手段として、相続関連業務があります。

相続関連業務には、遺言書の保管・執行業務と遺産整理業務があります。

<遺言書の保管・執行業務>

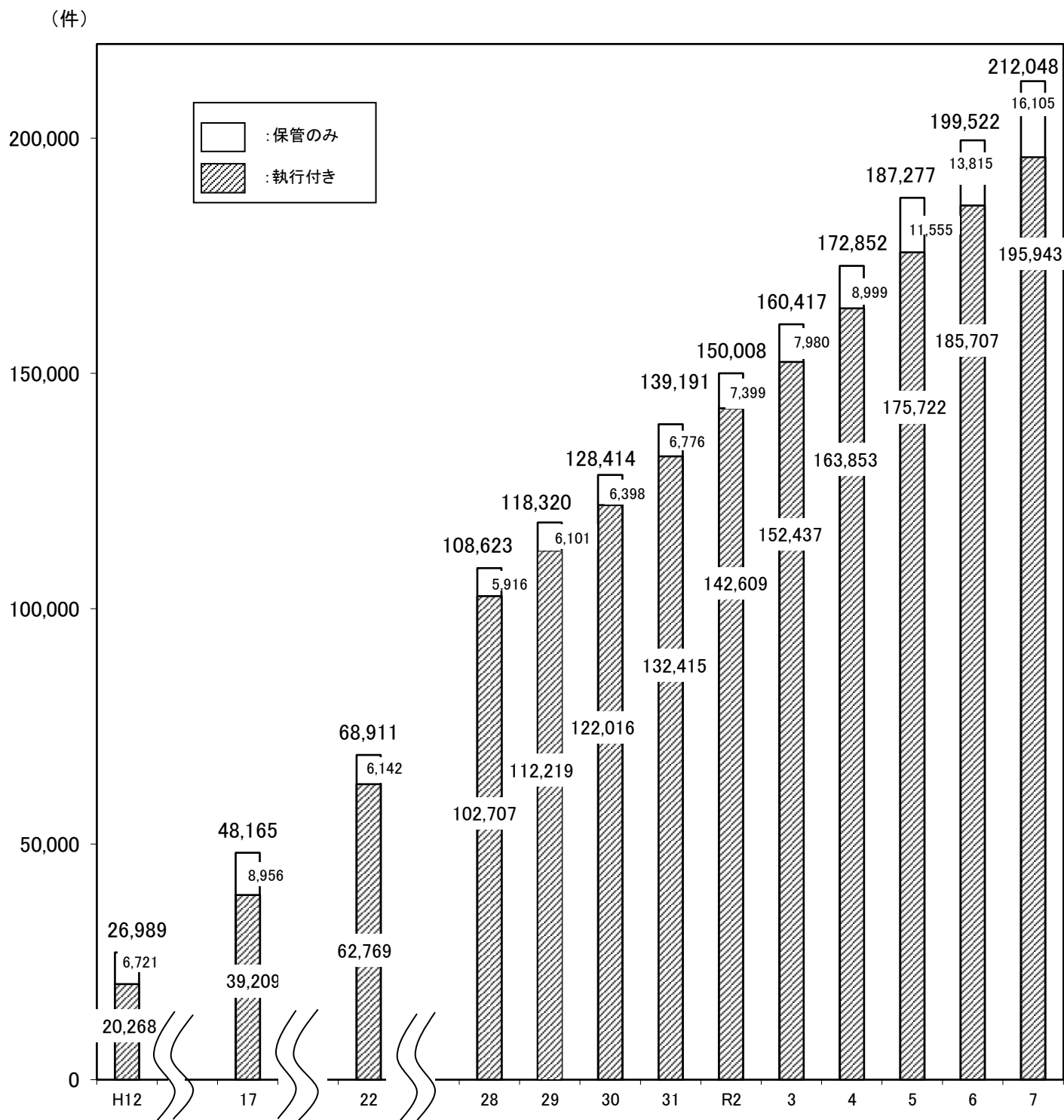
財産に関する状況の調査、遺言書の作成の相談、遺言書の保管の引き受けを行います。相続開始時には、遺言執行者として財産に関する遺言の内容を実現するための任務（不動産の管理、売却処分や預貯金・株式などの名義変更や換価処分）を行います。

その取扱状況は、別紙のとおり増加傾向にあり、令和7年3月末現在で約21万2千件となっています。特に近年は、遺言書の保管から執行まで引き受ける形の契約が95%近く占めております。

<遺産整理業務>

相続が発生して手続に悩む相続人や遺族からの依頼により、遺産相続手続を代行する業務です。財産目録の作成、遺産分割協議書に基づく遺産分割手続を行います。

遺言書の保管件数の推移



(注) 上記は、各年の3月末現在の保管件数

教育資金贈与信託について

教育資金贈与信託は、孫等の教育資金として祖父母等が信託銀行等に金銭等を信託した場合に、1,500万円（学校等以外の教育資金の支払いに充てられる場合には500万円）を限度として贈与税が非課税になる信託です。

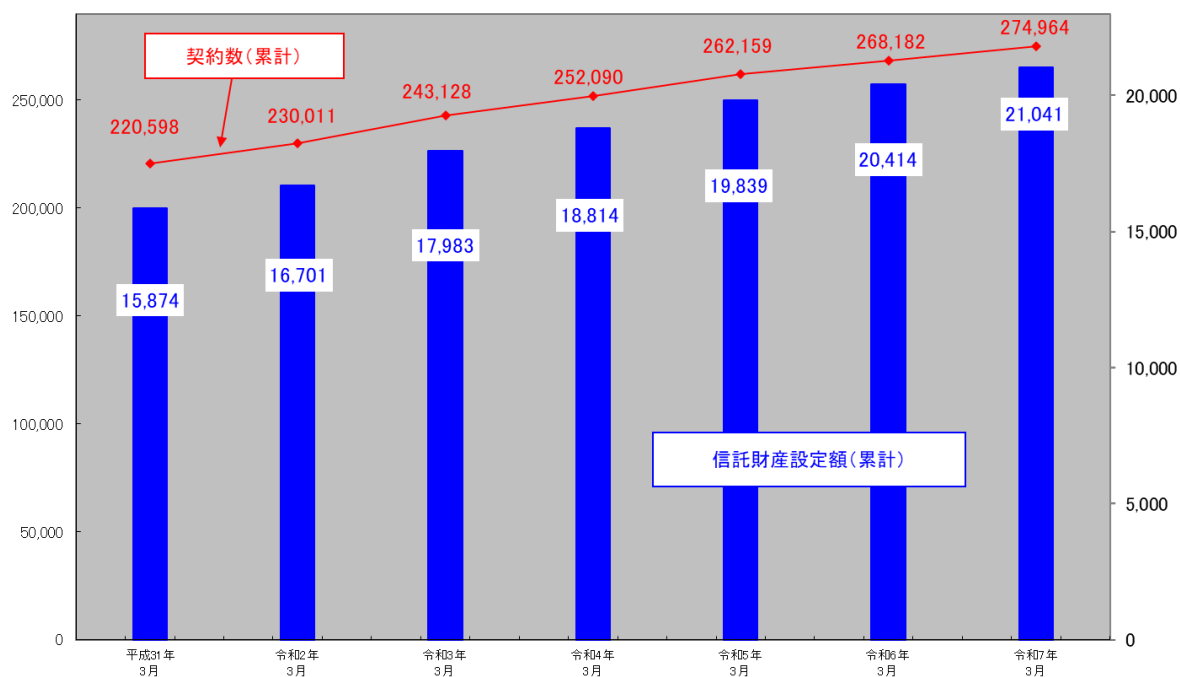
この信託では、贈与をする者は、贈与を受ける者の祖父母、父母等の直系尊属に限られ、また、贈与を受ける者は、信託を設定する日において30歳未満の個人に限られています。なお、贈与税の非課税措置の適用は令和8年3月末までの契約に限られています。

令和7年3月末現在の教育資金贈与信託の契約数（累計）は274,964件、信託財産設定額合計（累計）は2兆1,041億円となっています。

教育資金贈与信託の受託状況

(契約数(累計):件)

(信託財産設定額(累計):億円)



※ 信託財産額は、ニュースリリース「信託の受託概況」の資産運用型信託の金銭信託に分類される。

結婚・子育て支援信託について

結婚・子育て支援信託は、孫等の結婚・子育て資金として祖父母等が信託銀行等に金銭等を信託した場合に、1,000万円（結婚に際して支出する費用については300万円）を限度として贈与税が非課税になる信託です。

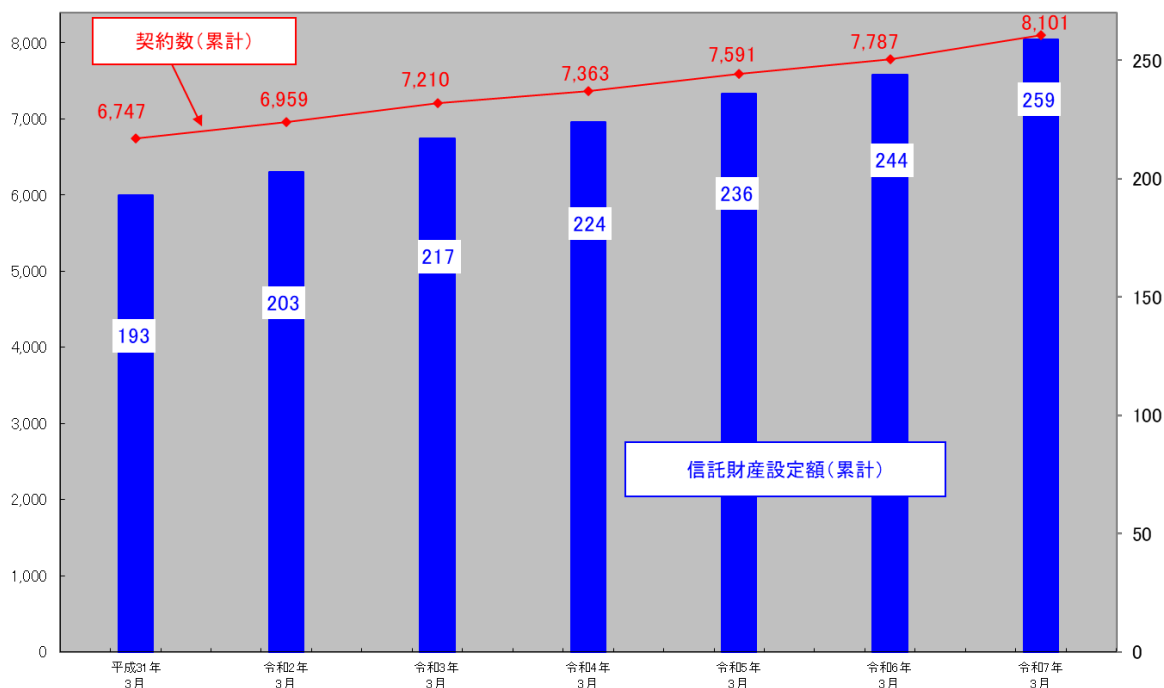
この信託では、贈与をする者は、贈与を受ける者の祖父母、父母等の直系尊属に限られ、また、贈与を受ける者は、信託を設定する日において18歳以上50歳未満の個人に限られています。なお、贈与税の非課税措置の適用は令和9年3月末までの契約に限られています。

令和7年3月末現在の結婚・子育て支援信託の契約数（累計）は8,101件、信託財産設定額合計（累計）は259億円となっています。

結婚・子育て支援信託の受託状況

（契約数（累計）：件）

（信託財産設定額（累計）：億円）



※ 信託財産額は、ニュースリリース「信託の受託概況」の資産運用型信託の金銭信託に分類される。